

[決算様式 1]

01933

事 業 報 告 書
(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 和香会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人

その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 名古屋市中川区上脇町二丁目 87 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成23年 6月14日

(4) 設立登記年月日 平成23年 6月17日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1.「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	福井医院	名古屋市中川区上脇町二丁目87番地	0 床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【　】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 8月26日 令和2年度決算の決定

令和 4年 6月30日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式3-2

法人名 医療法人 和香会

所在地 名古屋市中川区上脇町二丁目87番地

※医療法人整理番号 01933

(※ 上記は記載する必要なし)

貸 借 対 照 表

(令和 4 年 6 月 30 日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	132,030	I 流動負債	11,982
II 固定資産	36,477	II 固定負債	10,454
1 有形固定資産	8,976	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	3,713	負債合計	22,436
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	23,788	純資産の部	
	0	科 目	金 額
		I 基 金	50,000
		II 積 立 金	96,071
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	146,071
資産合計	168,507	負債・純資産合計	168,507

様式4-2

法人名 医療法人 和香会
 所在地 名古屋市中川区上脇町二丁目87番地

※医療法人整理番号 01933
 (※ 上記は記載する必要なし)

損 益 計 算 書
 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	198,200
2 事業費用	176,659
本来業務事業利益	21,541
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	21,541
II 事業外収益	10,241
III 事業外費用	0
経常利益	31,782
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	31,782
法人税等	7,077
当期純利益	24,705

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人 和香会

所在地 名古屋市中川区上脇町二丁目87番地

※医療法人整理番号 01933

(※ 上記は記載する必要なし)

財産目録

(令和4年6月30日現在)

1. 資産額	168,507 千円
2. 負債額	22,436 千円
3. 純資産額	146,071 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	132,030
B 固定資産	36,477
C 資産合計 (A+B)	168,507
D 負債合計	22,436
E 純資産 (C-D)	146,071

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式 5

法人名 医療法人 和香会
 所在地 名古屋市中川区上脇町二丁目87番地

医療法人番号 01933

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額(千円)	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
(1) 当該医療法人の役員	福井 隆男	医師	当法人理事長	(4) 借入	2,062	役員借入金	10,454

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

設備・運転資金の調達のために、他の金融機関からの借入している条件以下(利息なし)で設定しております。
 返済金額・返済期日については、双方協議の上、決定します。

(注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には統柄を記載する。
2 該当する取引がない場合は該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

※関係事業者は、当該医療法人と2に掲げる取引を行う場合における1に掲げる者をいいます。

1 以下のように掲げる取引を行ふ者

- (1) 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）
- (2) 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
- (3) 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
- (4) 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- (5) (3) の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

2 当該医療法人と行う取引

- (1) 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益及び収益業務事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業費用の総額）の10パーセント以上を占める取引
- (2) 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引
- (3) 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
- (4) 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
- (5) 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日ににおける総資産の1パーセント以上を占める取引
- (6) 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日ににおける総資産の1パーセント以上を占める取引

01933

監事監査報告書

医療法人 和香会
理事長 福井 隆男 殿

私は、医療法人和香会の会計年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 8月26日

医療法人 和香会

監事 伊佐治 文朗

